

最大

10 万円補助

結婚新生活

支援補助金

二人の結婚、応援します

長与町 で始めよう、新生活

こんな費用が対象です！

住宅賃借  
費用

住宅取得  
費用

住宅リフォーム  
費用

引越費用

# 長与町結婚新生活支援事業補助金

婚姻日時点で夫婦ともに39歳以下の新婚世帯に、最大10万円を補助します。

## 補助対象経費

住宅賃借費用

住宅取得費用

住宅リフォーム費用

引越費用

補助対象経費には、諸要件があります。詳しくは、お問い合わせください。

## 補助対象世帯

- 令和6年7月1日から令和7年3月31日までに結婚した新婚世帯
- 申請日において、町内に住所を有し、住民基本台帳に登録されていること
- 夫婦の所得の合計額が500万円未満であること  
(※所得とは、「給与等の収入金額 - 給与所得控除額」のことです。)
- 長与町に一年以上定住する意思があること
- 夫婦ともに町税の滞納がないこと
- 生活保護法による住宅扶助その他公的制度による家賃補助を受けていないこと
- 夫婦ともに暴力団員及び暴力団関係者でないこと

## 申請の流れ

- 長与町へ交付申請兼交付請求
- 審査
- 交付決定
- 補助金交付

※県のWEBアンケートに回答いただく必要があります。



長崎県のサイト「ながハピ」から動画をご視聴ください。

## 提出書類

### <共通書類>

- 長与町結婚新生活支援事業補助金 交付申請書兼請求書(様式第1号)
- 戸籍謄本又は婚姻届受理証明書
- 夫婦双方の所得証明書
- 夫婦双方の町税の完納証明書
- 誓約書兼同意書(様式第2号)
- 補助金の振込先の預金通帳の写し

その他、それぞれ住宅賃借、住宅取得、住宅リフォーム、引越に要した費用が分かる書類等が必要です。詳しくは下記QRコードよりHPにてご確認ください。

お問い合わせ先

長与町役場 政策企画課

TEL (095)801-5661 ✉ kikaku@nagayo.jp

〒851-2185 長与町嬉里郷 659 番地 1

詳しくはホームページへ!



長与町結婚新生活  
支援事業補助金案内ページ

